

1. 件名：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る面談
2. 日時：令和5年11月7日（火）10：00～10：40
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（オンライン開催）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門 木村管理官補佐、福永原子力運転検査官

実用炉監視部門 宮坂原子力運転検査官、井上係長

長官官房総務課 事故対処室 有田係長

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ副主幹 他1名

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力運営） 担当

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 運転管理グループ チームリーダー

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副長

北陸電力株式会社 原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 発電グループ リーダー

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力運営グループ 副長 他1名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副リーダー

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当

日本原子力発電株式会社 発電管理室プラント管理グループ 課長

電源開発株式会社 原子力技術部 設備技術室 室長代理

原子力エネルギー協議会 副長

（国研）日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 課長 他23名

（学）立教学院 立教大学原子力研究所 担当 他1名

（学）近畿大学 原子力研究所 准教授

（学）東京都市大学 原子力研究所 所長 他1名

（国）東京大学 原子力専攻 放射線管理室 技術専門職員

（国）京都大学 複合原子力科学研究所 安全管理本部長 他1名

（株）日立製作所 王禅寺センタ 王禅寺センタ長 他1名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、発電用原子炉及び試験研究の用に供する原子炉等に係る原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈案のうち、廃止措置段階にある施設の取扱いに関する記載内容について、資料に基づき説明を行った。
- (2) 京都大学より、KUCA で扱っている燃料要素の考え方について質問があり、原子力規制庁より、面談資料として示した解釈案において使用している用語は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則において定義する「燃料体」である旨説明した。
- (3) 原子力研究開発機構から、廃止措置の発電炉においてナトリウムを取り扱っている設備の故障が発生した場合、法令報告の対象となるのかの質問があった。原子力規制庁から、原子力安全に影響を及ぼす事象であれば対象となる旨回答した。
- (4) 九州電力から、資料の「廃止措置に係る発電用原子炉施設の貯蔵施設」の記載の明確化について、令和5年10月27日に実施した第7回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合での議論を踏まえた貯蔵施設の共用について質問があった。原子力規制庁から、更なる検討に当たっては、九州電力が想定している燃料体の貯蔵状況等をより具体的にすることが必要である旨伝え、必要に応じて双方において引き続き検討することとした。
- (5) 原子力規制庁から、今後の原子力規制員会で改正案について了承を得られれば、翌日から規則案及び解釈案に対するパブリックコメントを開始する予定であり、パブリックコメントでも意見等を受けることが可能である旨説明した。

6. 配布資料

資料 令和5年11月7日原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る
面談資料